

2020年人事院勧告について（談話）

2020年10月7日

長野県高等学校教職員組合

書記長 近藤 正

1. 人事院は本日、一般職国家公務員の「人事管理に関する報告」とともに「職員の給与等に関する勧告と報告」のうち「特別給に関する勧告」のみを先行して、内閣総理大臣と両院議長に対して勧告と報告をおこないました。9月30日までおこなわれた職種別民間給与実態調査の「月例給調査に関する勧告」は、今後あらためておこなわれる見込みです。

一時金のみを先行して勧告したことは大変異例のことです。地方公務員の給与に関わる人事委員会勧告にも大きく影響するものであり、看過することはできません。

2. この間の一時金の引き上げ改定では、「勤務実績に応じた給与を推進するため」として、すべて勤勉手当に充ててきたにもかかわらず、引き下げるときは全員が対象となる期末手当に充て、「人事管理に関する報告」では「政府における人事評価の改善に向けた検討に必要な協力を行う」と、成績主義を推進する政府方針に追随するものであり到底容認することはできません。

3. コロナ禍のもとで、今後、中小企業の倒産や非正規労働者の解雇や雇い止めがますます増加することが懸念されます。政府は、第2次補正予算で雇用調整助成金など、一定の対策を講じてきましたが、引き続き対策の充実が求められます。そして今こそ、大企業が内部留保の一部を取り崩し、すべての労働者の雇用を守り、賃上げを実現させる、社会的責任を果たさせるべきです。

長野高教組は、人事委員会勧告に向け、生計費原則に基づき、すべての公務労働者に対する賃金改善により、内需拡大と地域経済を支えることに資する「長野県人事委員会勧告」を強く求めていきます。

4. 今後、長野県においても国同様に、「特別給に関する勧告」が先行することも想定されます。また県議会日程との関係で、今後の確定期の交渉日程にも大きく影響することが予想されます。人事委員会に対し、すべての公務労働者の賃金引上げ、再任用教職員や臨時教職員・会計年度任用職員の待遇改善などを基本要件にかかげながら、ハラスメントの根絶、仕事と家庭の両立支援の前進、高齢層職員の給与改悪を許さないたたかいを強化する必要があります。

今後もすべての組合員の団結により、要求実現に向けて奮闘する決意です。

以上